



2016年5月12日

大仙市議会議長  
千葉 健 様

陳情者

秋田市山王4丁目4番14号  
秋田県教職員組合  
執行委員長 山縣 稔



大仙市大曲金谷町5番20号  
秋田県教職員組合仙北支部  
支部長 渋谷 聡



**教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について**

陳情要旨

2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき首相、文部科学省、財務省、総務省に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

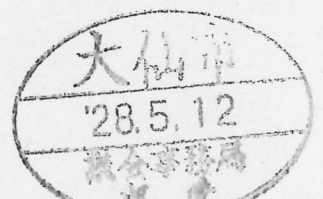
記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

陳情理由

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。さらに、授業時数や指導内容も増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するために、また、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するために、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。





義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

【陳情者連絡先】

秋田県教職員組合 仙北支部

書記長 佐藤 勝

TEL 0187-62-4461

FAX 0187-63-6612

